|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **障害福祉関係ニュース**  **（障害福祉制度・施策関連情報）** | | **2024（令和6）年度**  **5号（通算425号）**  **2025(令和7)年3月24日発行** |
| 本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に  事務局をおく、セルプ協・身障協・全救協・  厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、  と都道府県・指定都市社協に電子メールで  お送りします。 | [発行] 全国社会福祉協議会　高年・障害福祉部  〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2  新霞が関ビル内  TEL 03-3581-6502　 FAX 03-3581-2428  （E-mail） [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp) | |

|  |
| --- |
| ◇◆◇…今号の掲載内容………………………………この目次は本文にジャンプします…◇◆◇ |
| [Ⅰ.情報－障害福祉制度・施策関連 1](#_Toc193719976)  [１．「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出 1](#_Toc193719977)  [２．話題：「特定最低賃金」 2](#_Toc193719978)  [３．厚労省の公表資料 (1）主管課長会議資料を公表（3月14日） 2](#_Toc193719979)  [(2) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果を公表（3月18日） 2](#_Toc193719980)  [Ⅱ．情報－募集、助成、イベントなど 3](#_Toc193719981)  [１．【推薦募集】第55回毎日社会福祉顕彰（締切-5月31日必着） 3](#_Toc193719982)  [２．【作品募集】JEED 絵画コンテスト・写真コンテスト（締切-6月16日消印） 4](#_Toc193719983) |

# **Ⅰ.情報－障害福祉制度・施策関連**

## 

## １．「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出

2月14日に政府が閣議決定し国会に即日提出した、災害対策基本法等の一部を改正する法律案には、福祉関係者の念願であった“災害救助としての福祉支援”が、災害救助法改正案に盛り込まれました。

災害救助法改正案は、第4条に「福祉サービスの提供」が明記され、法律上の救助の種類に加わりました。関連して第7条規定の改正案は、救助に関する業務に従事させることができるとする「従事命令」の対象に、福祉関係者が追加されました。従事命令を受ける福祉関係者の範囲は、政令で定められます。

基本法改正案により、地方公共団体は災害用物資の備蓄状況の公表（年に一度）を義務づけられます。

また被災者援護協力団体の登録制度が創設されます。NPO・ボランティア団体等が登録することにより、都道府県は、災害救助法適用時に登録団体を救助業務に協力させることができ、登録団体は被災者援護業務の実費の支弁を受けることができる仕組みです。（国も必要に応じて登録団体に協力を求めることができます）

［内閣府］　第217回常会に内閣府が提出した法案は、以下のＵＲＬより

<https://www.cao.go.jp/houan/217/index.html>

## ２．話題：「特定最低賃金」

「特定最低賃金」は、特定の産業に設定される最低賃金です。地域別最低賃金より高水準の最低賃金を定めることが必要と認められた産業に設定します。いま、介護などを担うエッセンシャルワーカーに特定最低賃金の導入を検討することが、話題となっています。

3月17日の参議院予算委員会で出された国民民主党 田村麻実議員の関連質問に、赤澤亮正 賃金向上担当大臣と、石破茂 内閣総理大臣が答弁しました。

赤澤大臣；「成長産業やエッセンシャルワーカーの分野において必要な人材が確保されることは重要だ。これらの分野でふさわしい賃上げが行われることは効果的な施策と考えている」とし、特定最低賃金について「関係労使から申し出があれば厚生労働省の最低賃金審議会において調査審議などの対応がしっかりとなされることが望ましい」と答弁。

石破総理大臣；「政府が利用促進・活用促進の旗を振るということには慎重であるべき」と前置きしたうえで、「（慎重であるべきだが、）本当にそうなのかは検討させてもらう。賃金が上がらないとこの国の経済はもたないという強い認識をもっている。いろいろな制度が本当に制度の趣旨を果たしているかどうかは、政治主導できちんと判断する」と答弁。

また、福岡質麿 厚生労働大臣は21日、閣議後の会見で特定最低賃金の介護分野導入に、労使の意見や特定最低賃金の実態を再度確認し検討したいと言及しました。

［厚労省］　特定最低賃金に関するページは、以下のＵＲＬより

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000041788.html>

## ３．厚労省の公表資料 (1）主管課長会議資料を公表（3月14日）

厚生労働省は3月14日、「障害保健福祉関係主管課長会議」資料をウェブサイトに公表しました。公開ページには、同省障害関係部局・課の資料のほか内閣府や法務省、こども家庭庁はじめ関係府省庁・機関の資料が載り、説明動画も配信されました。

［厚労省］　公表資料・説明動画は、以下のＵＲＬより

令和7年3月14日:主管課長会議資料

<https://x.gd/UEC5z>

説明動画 （YouTube） <https://x.gd/hBRN5>

## (2) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果を公表（3月18日）

厚生労働省は3月18日、「令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果」の概要と結果のポイントを、同省ウェブサイトに公表しました。  
 令和6年10月に実施された同調査の目的は、障害福祉サービス等従事者の処遇の状況と、令和6年度報酬改定で講じた処遇改善加算の影響※1等を評価し、報酬改定のための基礎資料を得ることでした。

※1 令和6年度2.5 ％、令和7年度2.0 ％の賃金引き上げにつながるよう措置された、

処遇改善加算の反映状況等の評価

〈調査結果より〉

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得施設・事業所の、福祉・職員（常勤）を比較すると、

令和6年度は、令和5年度に比べて、

①基本給等※2の額が 約1万3千円（12,860円）アップ

②平均給与額※3は 約2万円（19,970円）アップ

という結果が出ました。

※2 基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち毎月決まって支払われる手当

（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※3 平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（4-9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

（参考）

福祉介護職員等処遇改善加算 ←（一本化）福祉・介護職員処遇改善加算、

福祉・介護職員等特定処遇改善加算、

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

調査結果の詳細な統計表は３月27日に公表される予定です。

［厚労省］　公表資料は、以下のＵＲＬより

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/shogu_tyousa/r06.html>

# **Ⅱ．情報－募集、助成、イベントなど**

## １．【推薦募集】第55回毎日社会福祉顕彰（締切-5月31日必着）

毎日新聞社会事業団が、福祉の分野で長年の実績がある団体・個人を表彰する毎日社会福祉顕彰の候補者・団体の推薦募集を開始しました。全国の社会福祉関係者と団体のなかから、特に優れた功績をあげ社会福祉の発展向上に貢献する個人・団体を表彰します。

顕彰対象は６部門、9月中旬に受賞者が発表される予定です。

1. 募集期間：令和7年5月31日(土)まで ※必着
2. 送 付 先：お住まい、所在地域により、以下①から③のいずれか
3. 東日本の方は  
   毎日新聞東京社会事業団  
    〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 TEL 03-3213-2674 FAX 03-3213-6744
4. 西日本、愛知県、岐阜県、三重県の方は  
   毎日新聞大阪社会事業団  
    〒530-8251 大阪府大阪市北区梅田3-4-5 TEL 06-6346-1180 FAX 06-6346-8681
5. 九州、山口県の方は  
   毎日新聞西部社会事業団   
    〒802-8651 福岡県北九州市小倉北区紺屋町13-1 TEL 093-551-6675 FAX 093-541-8009
6. 顕彰対象

以下①から⑥の部門に該当する個人または団体。自薦は無効。

1. 学術、②技術、③創意、④奉仕、⑤勤勉、⑥その他
2. 賞：顕彰盾と賞金（1件あたり100万円）
3. 推薦用紙の入手方法

最寄りの毎日新聞社会事業団か都道府県社会福祉協議会で配布、または下記URLよりダウンロード

［毎日新聞社会事業団］　募集要項、推薦用紙は、以下のＵＲＬより

<https://www.mainichi.co.jp/shakaijigyo/fukushikensho.html>

## ２．【作品募集】JEED 絵画コンテスト・写真コンテスト（締切-6月16日消印）

3月1日より、高齢・障害・求職者雇用支援機構（略称JEEDジード）が絵画コンテスト・写真コンテスト作品の募集を開始しました。

各部門の厚生労働大臣賞受賞作品を原画として作製されるポスターは、9月の「障害者雇用支援月間」中、全国のハローワーク等で掲示され、入賞作品集が作られます。また全国で入賞作品展示会も開かれます。

昨年の応募実績は351点。応募者全員に記念品が贈られます。

1. 募集期間：令和7年6月16日(月)まで ※当日消印有効
2. 送 付 先：〒261−0014　千葉県千葉市美浜区若葉3−1−3 障害者職業総合センター内

高齢・障害・求職者雇用支援機構　障害者雇用開発推進部　雇用開発課

※郵送に限る。データ応募は受け付けない。

1. 絵画コンテスト
2. 作品：働くこと、仕事に関係する内容の絵
3. 資格：障害のある方（プロ以外であること）
4. 部門：小学生の部／中学生の部／高校生・一般の部
5. 写真コンテスト
6. 作品：障害のある方の仕事に着目し、障害のある方が働いている姿を撮影した写真
7. 資格：障害の有無を問わない（プロ以外であること）
8. 部門：なし

［高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）］　募集の詳細は、以下のＵＲＬより

* 募集の最新情報 <https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/index.html>
* 募集要項や添付書類様式 <https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/guideline.html>

お問い合わせ

高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEEDジード） 障害者雇用開発推進部 雇用開発課

TEL 043-297-9515 （メール） tkkike@jeed.go.jp